

令和7年第2回（6月）

三郷町議会定例会

議案書

三郷町

三郷町告示第22号

令和7年第2回（6月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年5月29日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和7年6月10日（火）
午前9時30分
2. 場 所 三郷町議場

令和7年第2回（6月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件名	頁
承認第 4 号	令和7年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について	1
議案第41号	令和7年度三郷町一般会計補正予算（第1号）	-
議案第42号	令和7年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	-
議案第43号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2
議案第44号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	5
議案第45号	三郷町立図書館条例の一部改正について	8
議案第46号	山辺・県北西部広域環境衛生組合理約の変更について	10
議案第47号	令和7年度マテリアル施設建設工事請負契約の締結について	12
議案第48号	令和6年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）請負契約の締結について	13
議案第49号	財産の取得について	14
議案第50号	財産の取得について	15
議案第51号	財産の取得について	16
報告事項		
報告第 2 号	令和6年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について	17
報告第 3 号	令和6年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について	19

承認第4号

令和7年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（
第1号）の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

議案第43号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月三郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。
第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 4 4 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

三郷町長 木谷 慎一郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年1月三郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月三郷町条例第1号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第45号

三郷町立図書館条例の一部改正について

三郷町立図書館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町立図書館条例の一部を改正する条例

三郷町立図書館条例（平成9年9月三郷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「生涯学習室、」を削る。

別表生涯学習室の項を削り、視聴覚室の項摘要の欄中「〃」を「機器の使用は含まない」に改める。

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第46号

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）の一部を次のように変更する。

第4条中「川原城町605番地」を「櫛本町3246番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和7年8月1日から施行する。

議案第47号

令和7年度マテリアル施設建設工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 契約の目的 令和7年度マテリアル施設建設工事
2. 契約の方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
3. 契約の金額 827,992,000円
4. 契約の相手方 奈良県生駒郡三郷町勢野東6丁目14番24号
株式会社楠本工務店
代表取締役 楠本 康則

議案第48号

令和6年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 契約の目的 令和6年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）
2. 契約の方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
3. 契約の金額 312,593,600円
4. 契約の相手方 奈良県大和郡山市筒井町51番地3
藤本建設株式会社
代表取締役 藤本 正成

議案第49号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 名 称 避難所資機材整備
2. 数 量 簡易ベッド200台・防災用ワンタッチ間仕切り200台
マンホールトイレント10セット・防災倉庫2基
3. 取得の方法 指名競争入札
4. 取得の金額 10,670,000円
5. 取得の相手方 大阪府大阪市浪速区桜川4丁目10番27号
株式会社ミヨシ
代表取締役 佐藤 浩明

議案第50号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 名 称 油圧ショベル購入
2. 数 量 1台
3. 取得の方法 指名競争入札
4. 取得の金額 9,603,000円
5. 取得の相手方 奈良県大和郡山市下三橋576
有限会社橘生重工整備
代表取締役 橘田 勝弘

議案第51号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 名 称 学校電子黒板購入
2. 数 量 25台
3. 取得の方法 指名競争入札
4. 取得の金額 13,087,500円
5. 取得の相手方 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英和

報告第2号

令和6年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度三郷町一般会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

令和6年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	総務管理費	17,600,000	17,600,000					17,600,000
		信貴山下駅 周辺整備基本 構想策定 支援業務							
		物価高騰生 活者支援事 業	69,794,000	69,794,000		57,022,000			12,772,000
3	1	社会福祉費	108,929,000	108,929,000		108,929,000			
		非課税世帯 給付金事業							
4	1	保健衛生費	973,000	973,000		972,000			1,000
		出産・子育 て応援給付 金事業							
6	1	商工費	352,837,000	352,837,000		176,418,000	176,100,000		319,000
		亀の瀬東口 駅整備事業							
7	2	道路橋梁費	15,602,000	15,602,000					15,602,000
		橋梁補修事 業 (令和6年度)							
		浸水対策下 水道雨水管 築造事業 (国受託事 業)	47,810,000	4,921,000					4,921,000
		浸水対策下 水道雨水管 築造事業	33,250,000	28,338,000		2,801,000	2,500,000		23,037,000
		跨線橋橋梁 点検事業	6,160,000	6,160,000		3,388,000			2,772,000
8	1	消防費	29,000,000	29,000,000	29,000,000				
		防災トイレ カー購入							
		防災備品整 備事業	11,011,000	11,000,000		5,500,000			5,500,000
9	2	小学校費	14,283,000	14,283,000			14,200,000		83,000
		三郷小学校 空調設備整 備事業							
		中学校費	1,351,000	1,351,000	1,000,000				351,000
		部活動教材 備品購入							
	6	保健体育費	13,100,000	13,100,000	11,532,000				1,568,000
		FSS35スポ ーツパーク屋 内練習場環 境改善事業							
合計			721,700,000	673,888,000	41,532,000	355,030,000	192,800,000		84,526,000

報告第3号

令和6年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和6年度三郷町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

令和7年6月10日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

令和6年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
7	土木費	2 道路橋 梁費	橋梁補修事業 (令和5年度)	円 119,774,000	円 119,774,000	円	円 119,774,000	円	円	円 119,774,000	既設舗装撤去時に腐食が数カ所確認されたことにより、当初設計と異なる事案が発生したとし約6カ月間の工事中止があり、年度内での工事完了が難しい為、令和7年度へ予算を事故繰越しするものです。
合 計			119,774,000	119,774,000		119,774,000			119,774,000		